

宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 平成28年2月9日(火) 午後5時30分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

会 議 日 程

- 日程第1** 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 教育長報告
日程第4 議案第1号 平成28年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取
について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

(教育委員)

委 員 長	西 野 正 博
委員長職務代理者	金 丸 公 一
委 員	中 筋 斉 子
委員(教育長)	石 田 肇

(出席職員職氏名)

部 長	中 村 俊 二	副 部 長	畑 下 茂 生
参事(兼生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴	教育支援センター長	瀬 野 克 幸
教育総務課長	河 田 政 章	学校教育課長	上 道 貴 志
一貫教育課長	金 久 洋	教育支援課長	富 治 林 順 哉
源氏物語ミュージアム館長	西 澤 久 美 子	学校教育課副課長	井 上 宜 久
生涯学習課副課長	今 庄 真 樹	一貫教育課副課長	市 橋 公 也
生涯学習課主幹	前 田 暢	教育支援課主幹	二 木 明 美
一貫教育課総括指導主事	辻 弘 一		

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	上 田 ひとみ	教育総務課主任	佐 々 木 悠
-------------	---------	---------	---------

開 会 (午後5時30分)

○**開会宣言** 委員長が2月教育委員会定例会の開会を宣言する。

○**日程第1** 会議録署名委員の指名について

委員長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、中筋委員を指名する。

○**日程第2** 会期について

委員長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

○**日程第3** 教育長報告

- (1) 文教福祉常任委員会について(平成28年1月29日)
- (2) 文教福祉常任委員会について(平成28年2月8日)
- (3) 平成27年宇治市ジュニア文化賞等及び宇治市スポーツ賞被表彰者について
- (4) 宇治市教育委員会後援事業について

以上4件を報告する。

[説 明]

(1) 文教福祉常任委員会について(平成28年1月29日)

①青少年指導センター・菟道ふれあいセンター軒先の一部落下について

平成27年12月31日午前3時頃、警備会社の巡回により青少年指導センター及び菟道ふれあいセンターの玄関軒先のコンクリートの一部が落下していることが判明した。これについて、現在、修繕を実施しているところであるが、これまでの対応経過について報告する。

コンクリートの落下後、緊急の安全対応として、付近をカラーコーンで囲み、立ち入り禁止とし、本年1月5日には、玄関を取り囲み、青少年指導センター部分の西、南、東側面を覆うような形で足場及びカバーを設置した。6日からは、落下する恐れのあるコンクリートを除去するとともに、軒先周辺部分の点検と修繕方法を検討するための調査を行い、その後19日から軒先の修繕と軒先以外の外壁クラックの改修を行っているところである。

軒先の修繕は、繊維ネットをステンレスアンカーピンで外壁に張り付けることで、外壁を補強し、はく落を防止している。なお、工期については、2月末までを予定しており、費用については約350万円となっている。

青少年指導センター及び菟道ふれあいセンターをご利用いただいている皆様方には、大変不便をおかけしているが、この工事に伴って、玄関、駐輪場、駐車スペースの一部を閉鎖しているため、建物への出入りは青少年指導センター西側出入り口を利用いただいている。また、工事区域については、フェンスとカラーコーンで囲み、利用者の安全を確保している。玄関先の駐輪場については、現在使用できないため、別途グラウンドに駐輪スペースを確保している。このような利用制限や工事期間については、チラシや貼り紙等で利用者に周知を図っているところである。

②市長への報告書の提出について

③杭工事事案に係る調査結果について

まず、杭工事の調査結果については、過去5年間の本市公共建築工事において、データ流用の見つかった旭化成建材(株)と同様の既製コンクリート杭を使用した工事は4件であった。4件の工事のうち、1件は旭化成建材(株)が杭工事を施工した宇治中学校校舎改築建築工事であり、データの流用等がなかったことが明らかとなっている。その他の工事については、一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会において、施工管理データに関する点検を行い、平成27年12月に国土交通省に点検結果が報告されているが、データの流用等が判明した物件はでてきていない。また、本市においても、施工記録等を詳細に調査した結果、データの流用等については確認されていない。

次に、対象公共工事については、教育委員会の所管する施設は、平成25・26年度施工の宇治中学校校舎改築建築工事と平成22・23年度施工の木幡小学校校舎増改築工事となっており、杭工事施工業者については、宇治中学校が旭化成建材(株)、木幡小学校がジャパンパイル(株)関西支社である。

(2) 文教福祉常任委員会について (平成28年2月8日)

① (仮称) 宇治川太閤堤跡歴史公園における生涯学習事業について

平成28年2月4日の建設水道常任委員会では「(仮称) 宇治川太閤堤跡歴史公園整備運営事業における要求水準の概要について」の報告があった。これは、市長部局が進めている当該事業に関する募集要項や要求水準書等の作成のうち、要求水準について、これまで計画策定やこの間の議会からの意見等を踏まえ、一定取りまとめたことから、報告をされたものである。

文教福祉常任委員会においては、建設水道常任委員会で報告された(仮)宇治川太閤堤跡歴史公園の要求水準の概要のうち、宇治公民館の機能移転により生涯学習事業を実施す

るには、要求水準にどのように示されているのかについて、概要の説明を行った。

「(仮称) 宇治川太閤堤跡歴史公園整備運営事業の要求水準(案)の概要について」は、まだ案の段階ではあるが、民間事業者を募集する際に提供する要求水準書の内容について、事業者の自由な提案による民間活力の導入を妨げない範囲の中で、概要としてまとめたものとなっている。

市が運營業務を実施する「生涯学習事務室」については、地域・観光交流センター内において設置することとなっている。要求水準書(案)の中では、施設要件等に「生涯学習事務室」と記載されている。

施設の面積では、地域交流機能の「会議室・研修室・実習室」が550㎡以上、「生涯学習事務室」が約20㎡となっているが、これらの面積については、これまで市長部局と市教委で現状の宇治公民館での利用状況の分析を行うなどの調整により算出した面積である。

施設等の機能及び性能等に関する事項の記載には、「生涯学習事務室」では生涯学習関連事業等の事務が行える空間の確保や窓口カウンターの設置をすることとなっている。

「会議室・研修室・実習室」については、「市が提供する宇治公民館に関する資料に加え、効率的な運営ができる会議室等の大きさや配置を下記項目に配慮し、検討すること」として次の①～⑤の具体的要件が挙げられている。

①240人程度を収容できる防音・防振の機能を有する会議室を配置することとし、パーテーションで区切る場合の条件、②調理台や流し台の設置、③ダンス等が出来る大きな壁面鏡や手すりの設置、④保育遊具や畳マット等の貸出し備品の配備、⑤机、椅子等を収納できる構造で、AV機器を設置することなどとなっている。

これらについても、他の4つの公民館と差異なく利用していただけるように、現在の宇治公民館の利用状況等も確認しながら市長部局との調整を図っている。

運營業務に関する要求水準については、地域・観光交流センターの開館日・開館時間が、通常時では午前9時から午後5時まで、予約時には午前9時から午後10時を予定されており、現在の宇治公民館の開館状況と同等となっている。

②平成27年度宇治市小中一貫教育についてのアンケート報告書について

(3) 平成27年宇治市ジュニア文化賞等及び宇治市スポーツ賞被表彰者について

宇治市ジュニア文化賞、ジュニア文化奨励賞は、市内の小中学生及び高校生等の文化に関する意識の高揚や振興を図るため、文化活動に関して優秀な成績を収めた者または顕著な成果を挙げた者に対し、表彰するものである。ジュニア文化賞は、国内の各種のコンクール等において全国6位・近畿1位に相当する成績を収めた者・団体と、国外の各種のコンクール等において上位6位に相当する成績を収めた者・団体を、ジュニア文化奨励賞は、ジュニア文化賞の基準には満たないが今後の活躍が強く期待される者・団体を表彰する。今回のジュニア文化賞は13件、ジュニア文化奨励賞は4件であった。なお、ジュニア文

化奨励賞として推薦されたものの中に、ジュニア文化賞に該当するものが2件あったため、選考委員会にてジュニア文化賞を授与することにした。

次に、宇治市スポーツ賞は、体育・スポーツの普及振興と競技力の向上を図るため、スポーツ基本法第20条の規定に基づいて、スポーツに関して優秀な成績を収めた者や、体育・スポーツの健全な普及及び発展に貢献した者等に対し、表彰を行うものである。今回の受賞は、優秀選手賞として全国大会で優秀な成績を収めた方5名、ジュニア賞として全国大会で優秀な成績を収めた中学生1団体と小中学生13名、奨励賞として近畿大会で優秀な成績を収めた中学生1団体と小中学生4名、功労賞として、地域スポーツや生涯スポーツ・競技スポーツの団体役員として20年以上にわたりご活躍いただいた方9名の合計2団体31名の33件の表彰となっている。

表彰式は、平成28年3月1日（火）に宇治市文化センターで開催される。

（4）宇治市教育委員会後援事業について

宇治ライオンズクラブ主催の「第27回宇治ライオンズクラブ旗・杯 学童軟式野球大会」他8件、計9件の事業について後援した。

[質 疑]

[委 員] 青少年指導センター及び菟道ふれあいセンターの軒先の一部落下について、当該施設は利用してみるとかなり古い様子が見受けられるが、何時頃に建てられ、耐震等の状況やこれからの施設の取り扱いについてどのようなになっているのか。

[事務局] 菟道ふれあいセンターは、昭和37年に建築され菟道幼稚園として使用されていた。菟道幼稚園閉園後、昭和62年に青少年指導センター及び菟道ふれあいセンターとしての使用が開始された。平成25年に耐震診断を実施している。その結果、事務室、相談室のある棟について大規模地震の際には崩壊の恐れがある旨の診断をされている。今後については、この耐震診断の結果を受け、建物の方向性について検討しているところである。

[委 員] つまり、今回の軒先の一部落下は老朽化によるものという捉え方でよいのか。

[事務局] そのように考えている。

[委 員] 定期的な点検というものは、行われているのか。

[事務局] 昨年11月末に点検を行っている。その際に、クラック等の影響による修繕を指摘されていたところである。

[委員] 太閤堤跡歴史公園の地域交流機能における会議室・研修室・実習室の面積が550㎡以上となっているが、この面積で、現在の公民館の活動は保証されるのか。

[事務局] 面積の算出に当たっては、現在の宇治公民館の利用状況について調査・分析を行った。この調査・分析は、現行の公民館の利用団体や公民館と行政が直営で行う講座や会議等で利用する部屋の利用時間帯、利用回数、利用人数、必要設備等について平成22年度から平成24年度の3カ年分の調査を行った。平成24年度から平成26年度については利用時間帯、利用回数の需要の多い部屋や時間帯の調査を行っている。これらの調査を総合的に分析した結果、550㎡の面積があれば現在の公民館と同等の活動が行えると判断したものである。

[委員] 管理の側面から、職員の配置はどのようになるのか。

[事務局] 現在の宇治公民館・市民会館の日勤職員はいずれも非常勤職員で、公民館長、生涯学習指導員、事務職員の3名となっている。現状を踏まえた上で、現在の宇治公民館と同等の機能を果たすことの出来る人員配置を検討している。

[委員] 生涯学習事務室はなぜ20㎡となっているのか。

[事務局] 事務室で生涯学習事業を実施するための机、椅子、コピー機等を設置することを想定し、現行の宇治公民館の職員体制を参考に算出したものである。

[委員] 地域観光交流センターは、公民館利用者と観光客及び地域住民の交流については、具体的に何か想定はされているのか。

[事務局] 具体的な交流内容については、積極的な仕掛けというよりは、公民館のサークル等がロビーや廊下で展示会をされているときやエントランス広場を利用してイベントを行っているときに、訪れられている観光客と一緒に見聞きして楽しんでもいただくなどの緩やかな交流といったことを想定している。

[委員] ジュニア文化賞・文化奨励賞について推薦数と受賞数が異なるのはなぜか。

[事務局] 文化奨励賞で推薦をされた者が、規定に照らすと文化賞に相当する場合は文化賞を受賞する扱いにしていることから推薦と受賞の数が異なることとなる。

[委員] そのような場合は、文化奨励賞での推薦を変更して、文化賞での推薦の提出を求めた方がよいのではないか。推薦数より受賞数が多いというのは奇異に感じるところがある。

[事務局] 今後、検討させていただく。

○日程第4 議案第1号 平成28年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

委員長より、本件は宇治市議会提案前の案件であり、公開することにより今後の市議会で影響を及ぼすと考えられるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説明] 本議案は、平成28年3月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、宇治市長から2月8日付で意見を聴取されているものである。提出議案は「平成28年度宇治市一般会計予算」、「宇治市幼稚園使用料条例の一部を改正する条例を制定するについて」、「宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例を制定するについて」、「宇治市源氏物語ミュージアム条例の一部を改正する条例を制定するについて」、「財産取得するについて」であり、教育委員会としてこれに異議がないとするものである。

まず「平成28年度宇治市一般会計予算」について、教育関係歳出予算の集計としては、総務費の市民会館運営費及び民生費の善法・河原青少年センター関係費を合わせた教育費の合計が53億4,578万9千円で、前年度より2億9,509万8千円、5.84%の増となっている。一般会計予算総額に占める割合については、平成28年度は8.56%で、前年度より0.32ポイント高くなっている。

特徴的な事業として、まず、〈地方創生加速化交付金を活用した事業〉の枠組みの中で教育委員会として予算計上したものについて、「宇治学」推進事業費、「宇治学」宇治の魅力体験支援事業費、企画展示費、源氏物語ミュージアム広報活動費、源氏物語ミュージアムリニューアル事業費の5つがある。総合計画の中期計画に掲げる目標における「4.総合的な子育て支援」の中に、「宇治学」宇治の魅力体験支援事業費を挙げており、これは、小学校6年生が史跡・文化財の見学を目的として、平等院への見学を行うための費用を予算化したものである。次に、「持続的に発展するまちを目指す地方創生の推進」の中で、源氏物語ミュージアムリニューアル事業費500万円を計上している。平成27年度の補正対応ではあるが、新年度予算の枠組みの中での実施となる。これは、源氏物語ミュージアムが平成30年度に開館20周年

を迎えるにあたってのリニューアルのための基本構想等策定のための予算となっている。

続いて、予算事業概要の中で、教育部の予算について説明されているものの中で「新規」及び「拡充」とされているものについて説明する。

まず、これまでも様々な議論がされている公立幼稚園の今後について、検討会の立ち上げを行うための運営費として「公立幼稚園検討委員会運営費」が新規となっている。次に、京都大学宇治キャンパスを活用した体験事業を実施するため「スクール・サイセンス・サポート事業費」が拡充されている。次に、現在も黄檗中学で実施されている英語の研究授業について、「英語教育強化地域拠点事業費」として新たに予算化することから新規としている。次に、北宇治中学で実施されている、睡眠を中心とした生活習慣の改善により子どもたちの体の健康を図るための研究について、「生活習慣改善モデル事業」として新たに予算化することから新規としている。次に、これまで北槇島小学校で子どもの居場所作りとして事業を行っていた放課後子ども教室について、笠取第二小学校で新たに実施することから「放課後子ども教室支援事業」を拡充としている。次に、来年度、体育協会が50周年を迎えるにあたり、記念事業を展開されることから、「宇治市体育協会運営補助金」を拡充としている。次に、アクトパル宇治において、グラウンド・ゴルフ場の第3コース及び駐車場整備を行うことから「グラウンド・ゴルフ場整備事業費」を拡充としている。次に、宇治鳳凰大学の定員拡充に伴い「公民館活動費」が拡充となっている。次に、野外活動センター来場者が150万人を迎えるにあたり、記念式典等を実施するため、「総合野外活動センター管理運営費」が拡充となっている。次に、源氏物語ミュージアム来場者が200万人を迎えるにあたり、記念式典等を実施するため、「源氏物語ミュージアム管理運営費」が拡充となっている。次に、来年度より、京都市との図書館の相互利用及びゆめりあ宇治への新たな配本所設置を行うことから、「中央図書館管理運営費」が拡充となっている。最後に、今後の図書館事業を運営していく上で必要となる計画策定のためのニーズ調査を行うことから、「図書館事業計画策定費」が新規となっている。

次に「宇治市立幼稚園使用料条例の一部を改正する条例を制定するについて」に関して説明する。平成28年度政府予算案に、幼児教育無償化に向けた取組の段階的推進として、低所得者の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進するための予算が計上されたところである。本市においても、その趣旨に沿った宇治市立幼稚園の保育料設定を行うため、所要の改正を行うものである。

具体的には、多子世帯の保護者負担軽減では、年収約360万円未満の世帯について、現行では小学校3年生までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料の無償化を完全実施するものである。ひとり親世帯等の負担軽減では、市町村民税非課税世帯は、保育料を無料とし、年収約270万円から約360万円までの世帯は第1子の保育料を半額に、第2子以降の保育料を無償化するものである。

主な改正点として、改正条例の第3条第2項において、子ども子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令に基づき、1号では、母子、父子、寡婦、2号から6号で在宅障害者の規定を設け、ひとり親世帯等の定義を記載し、その保育料について定めている。

次に、「宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例を制定するについて」及び「宇治市源氏物語ミュージアム条例の一部を改正する条例を制定するについて」に関して説明をする。この改正は、使用料に関する規定について、所要の改正を行うものである。

それぞれの施設は、市内だけでなく市外からの利用も多く、インターナショナルスクールや民族学校など、学校教育法第1条に規定されていない学校からの利用も考えられ、これまでの「在学する者」という規定では取り扱いが難しい場合が生じてきた。また、海外からの利用者では、日本では就学義務のある年齢でも、小学校及び中学校に在学しない子どもたちがいる場合がある。この改正は、これらの現状を踏まえ、学校教育機関の多様化に対応するため、また、年齢による定めを加えることによって、全ての子どもたちが小・中学校又は小人の対象となるよう、条例の一部を改めるものである。

最後に、「財産取得するについて」の説明をする。

小倉小学校給食室改築に伴う給食調理機器一式の購入について、予定価格が2,000万円を超えることから、宇治市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、契約にあたり議決が必要となるものである。取得目的は「小倉小学校給食室調理機器一式」、設置場所は「宇治市立小倉小学校」、取得金額は「5,931万9千円」、取得の相手方は「京都市下京区朱雀正会町28番地の7、株式会社 生研 代表取締役 平井康彦」である。

[質 疑]

[委員] 「宇治学」宇治の魅力体験事業費の文化財の見学は、小学校6年生が対象となっているが、これはなぜか。また、スクール・サイエンス・サポート事業費について、対象を小学生としているのはなぜか。

[事務局] 「宇治学」において、小学校6年生で観光等ということで内容設定していることから小学校6年生と特定しているところである。スクール・サイエンス・サポート事業については、本年度も小学校教員の視察や小学校一部の体験学習を行っているが、来年度は更に多くの小学生に参加してもらうことから拡充となっている。中学校については、授業等の中で、その枠を設けることが難しいことから対象とはしていない。

[委員] 放課後子ども教室支援事業において、笠取第二小学校等で実施することとなっているが、他の学校でも実施の予定があるのか。

[事務局] 笠取第二小学校については、来年度の実施に向けて具体的に計画を進めている。その他については、市教委としては放課後子ども教室の実施を拡大していく方針であることから、もう1校分の予算上の措置を行っているが、現段階で具体的なことは決まっていない。

[委員] グラウンド・ゴルフ場整備事業についてだが、3つ目のコースを作る理由は何かあるのか。

[事務局] 当初の計画では、3コースを作る予定であった。しかし、土地取得等の関係でこれまで2コースのみしかできていなかった。また、3コースとなることで、開催できる大会等のグレードなども上がることとなる。

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**閉会宣言** 委員長が2月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後6時30分)